

水俣病補償あつせん案

全文

「水俣病に係る補償案」

第一、補償基準

チソ株式会社は、次の基準によつて水俣病に係る補償を行なう。

一、死亡者に対する補償

死亡者（昭和四十四年三月三十一日以前に死亡した水俣病患者をいう）に対する補償は、死亡者一時金の支払いによつて行なう。

●死亡者一時金

死亡者一時金の額は、次の通りとする。

ア、死亡者が昭和三十七年十二月三十一日以前に死亡したものであるときは、その者の死亡時における年齢の区分に応じて定め、その額は第一表の通りとする。

イ、死亡者が、昭和三十八年一月一日以後昭和四十四年三月三十一日以前に死亡したものであるときは、その者の死亡時における年齢の区分及び第二に定める症状の等級に応じて定め、その額は第二表の通りとする。

生存者（昭和四十四年四月一日において生存している水俣病患者をいう）に対する補償は、年金、生存者一時金、継続年金、葬祭料、治療費及び介護費の支払いによつて行なう。ただし、旧契約第一号第四号の規定に基づき、年金に代えて一時金の支払いを受けた者に対しては、年金、継続年金及び葬祭料の支払いは行なわれない。

（注）対象者はすべて、死亡時において年齢六十一歳以上である。

●弔慰金の控除

死亡者の死亡に関し昭和三十四年に締結された水俣病患者補償問題に関する契約（以下「旧契約」といふ）第一条第一号または第三号の規定に基づいて、すでに支払われた弔慰金の額に相当する額を、死亡者一時金の額から控除する。この場合における控除額は、当該弔慰金の支給時以降における物価の変動を考慮して、第三表の通りとする。

（注）※印は、三十九年五月二十八日及び四十四年五月十九日の二回に分割支払いを受けているケースである。

●受給者

死亡者一時金は、死亡者の遺族に支払い、遺族の範囲は、第三に定める。

生存者（昭和四十四年四月一日において生存している水俣病患者をいう）に対する補償は、年金、生存者一時金、継続年金、葬祭料、治療費及び介護費の支払いによつて行なう。ただし、旧契約第一号第四号の規定に基づき、年金に代えて一時金の支払いを受けた者に対しては、年金、継続年金及び葬祭料の支払いは行なわれない。

の区分に該当したことによる年金の改定は、当該事実の発生した日の属する月から行なう。

力、年金の額は、物価の変動に際し、昭和四十四年四月一日から起算して三年ごとに改定する。この場合における物価の変動は、総理府統計局「消費者物価指数年報」中県別所在都市別総合指数（熊本市関係）によるものとし、改定額は千円未満の端数が生じたときは、これを千円に切り上げる。

イ、年金の額は、生存者の年齢の区分及び第三に定める症状の等級に応じて定め、その額は第四表の通りとする。

イ、年金の額には、公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法（昭和四十四年法律第九十号）第七条の規定による医療手当の額に相当する額が含まれる。

ウ、年金の支払いは、昭和四十四年四月分から始め、生存者の死亡の日の属する月をもって終る。

エ、年金は月割で支給するものとし、毎年三月、六月、九月及び十二月の各月の末日に、当該各月までの三カ月分を支払う。

の区分に該当したことによる年金の改定は、当該事実の発生した日の属する月から行なう。

力、年金の額は、物価の変動に際し、昭和四十四年四月一日から起算して三年ごとに改定する。この場合における物価の変動は、総理府統計局「消費者物価指数年報」中県別所在都市別総合指数（熊本市関係）によるものとし、改定額は千円未満の端数が生じたときは、これを千円に切り上げる。

イ、年金の額は、生存者の年齢の区分及び第三に定める症状の等級に応じて定め、その額は第四表の通りとする。

イ、年金の額には、公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法（昭和四十四年法律第九十号）第七条の規定による医療手当の額に相当する額が含まれる。

ウ、年金の支払いは、昭和四十四年四月分から始め、生存者の死亡の日の属する月をもって終る。

エ、年金は月割で支給するものとし、毎年三月、六月、九月及び十二月の各月の末日に、当該各月までの三カ月分を支払う。

の区分に該当したことによる年金の改定は、当該事実の発生した日の属する月から行なう。

力、年金の額は、物価の変動に際し、昭和四十四年四月一日から起算して十年以内に、六十一歳未満で死亡した場合に支払う。

イ、継続年金は、昭和四十四年四月一日から起算した生存者の死亡時期の区分に応じて定められた期間、生存者が死亡の際に受けていた年金額を支給し、その期間は第六表の通りとする。

ウ、継続年金の額は、年金額の改定（二〇〇一）に準じて改定する。

エ、継続年金は、死亡した者の遺族に支給し、遺族の範囲は、第三に定める。

イ、生存者一時金の額は、生存者の昭和四十四年四月一日における年齢の区分及び第二に定める症状の等級に応じて定め、その額は第五表の通りとする。

の区分に該当したことによる年金の改定は、当該事実の発生した日の属する月から行なう。

力、年金の額は、物価の変動に際し、昭和四十四年四月一日から起算して十年以内に、六十一歳未満で死亡した場合に支払う。

イ、継続年金は、昭和四十四年四月一日から起算した生存者の死亡時期の区分に応じて定められた期間、生存者が死亡の際に受けていた年金額を支給し、その期間は第六表の通りとする。

ウ、継続年金の額は、年金額の改定（二〇〇一）に準じて改定する。

エ、継続年金は、死亡した者の遺族に支給し、遺族の範囲は、第三に定める。

イ、生存者一時金の額は、生存者の昭和四十四年四月一日における年齢の区分及び第二に定める症状の等級に応じて定め、その額は第五表の通りとする。

の区分に該当したことによる年金の改定は、当該事実の発生した日の属する月から行なう。

力、年金の額は、物価の変動に際し、昭和四十四年四月一日から起算して十年以内に、六十一歳未満で死亡した場合に支払う。

イ、継続年金は、昭和四十四年四月一日から起算した生存者の死亡時期の区分に応じて定められた期間、生存者が死亡の際に受けていた年金額を支給し、その期間は第六表の通りとする。

ウ、継続年金の額は、年金額の改定（二〇〇一）に準じて改定する。

エ、継続年金は、死亡した者の遺族に支給し、遺族の範囲は、第三に定める。

イ、生存者一時金の額は、生存者の昭和四十四年四月一日における年齢の区分及び第二に定める症状の等級に応じて定め、その額は第五表の通りとする。

定（二〇〇一）に準じて改定する。

② 各生存者の症状の等級は、第七表の通りとする。

③ 契約締結後、症状が著しく変化したときは、等級の変更を行なうことができる。ただし、増悪の場合には、それが水俣病以外の傷病または老化障害によらないことが明らかであるときに限る。

イ、等級変更の実施方法については、別に定める。

第二、症状の等級

① 患者の症状の等級は、当委員会が特に設置した症状諮問委員会の意見をきき、症状の程度によつて定めたA、B、C、Dの四等級とする。

第三、遺族

遺族は、原則として死亡者の配偶者（内縁関係者を含む）子及び父母並びに死亡者の相続人とする。

【第七表】

一 A B C Dは症状の程度

該当事名

A 池崎栄子、竹下森枝、丸目修

B 福山一喜、松永清子、金子親雄、滝下昌文、石原和平、中津英芳、門宮賢夫、岩坂一行、長井一雄、中津芳夫、前島留次、津川鶴光、伊藤政人、生駒秀夫、岩坂キクエ、山田ナエ

C 前田恵美子、永本賢次、川上万里子、加賀田清子、金子雄二、鬼塚勇治、池崎喜望太、山本節子、中田テル子、井上ササノ、中村秀義、崎田タカ子

D 長井勇、小崎達純、半水一光、岩坂さす子、東正明、山田松子、森本久枝、中村千鶴、山本富士夫、松永久美子、田中敏昌、山口勇、田上勝彦、森重晩、村野タマノ、田上誠松、西武則、船場岩蔵

【第 1 表】

(単位:万円)

年齢区分	7歳未満	7歳以上 18歳未満	18歳以上 51歳未満	51歳以上 61歳未満	61歳以上
一時金額	270	300	350	300	270

【第 2 表】

(単位:万円)

症状の等級→	A	B	C	D
(年齢の区分)61歳以上	—	145	170	245

【第 3 表】

(単位:万円)

弔慰金支給 年月日	昭和年月日 34.12.30	35.4.26	36.11.6	37.12.26	40.1.30	40.9.8	44.5.19※
控除額	49	48	45	43	36	35	35

【第 4 表】

(単位:万円)

年齢の区分→ ↓症状の等級	18歳未満	18歳以上 61歳未満	61歳以上 70歳未満	70歳以上
A		17	17	17
B	17	24	22	20
C	20	29	26	23
D	28	38	33	28

【第 5 表】

(単位:万円)

年齢の区分→ ↓症状の等級	7歳未満	7歳以上 18歳未満	18歳以上 51歳未満	51歳以上 61歳未満	61歳以上
A		50	50	50	50
B		105	115	105	90
C		120	135	120	105
D		170	190	170	150

【第 6 表】

昭和44年4月1日から起算した死亡時期	支給期間
1 年 以 内	死亡の日の属する月の翌月から4年間
1年をこえ3年以内	死亡の日の属する月の翌月から3年間
3年をこえ5年以内	死亡の日の属する月の翌月から2年間
5年をこえ10年以内	死亡の日の属する月の翌月から1年間

水俣病補償処理案 作成の経過と要領

(水俣病補償処理委員会)

一、あつせん着手に際するまでの経過

新日本製薬株式会社と水俣病患者救済基金とは、昭和三十四年十二月二十九日不知火郡龍崎分庁保健委員会との合意に基づき、同月三十日龍崎に水俣病に関する補償問題についての契約書を取りかわし、互助会組織は、その契約に基づき、今日まで同様の金を受領してきた。しかし、昭和四十三年九月二十六日水俣病の原因に関する厚生省の調査報告を機に、互助会側の一部が契約に基く補償増額増額の要求があった。金社は、昭和四十四年二月二十六日に厚生大臣に於て、本件紛争の処理のため厚生省の設置する第三者機関である委員会の委員の派遣については厚生省に一任し、委員会が当時調査の見解を踏まえて、論議を尽くし、たゞで示す補償には異議なく従ふことを誓約する旨の確約書を出した。これに対し、互助会に属する死者二十六名の遺族及び生存者四十九名から、昭和四十四年

杜則の説明を聞いた。なお、関係者、医学者、及び民間などからも、数度にわたつたこれまでの経過や現状などを聞いたほか、関係文獻その他交通事故による被害賠償の例や和解の事情等も参考に、して各方面から周知徹底を行なつた。

三、会社の法的責任

当委員会には、紛争解決のあつせんが目的であつて、法的に結論を出すことが目的ではない。しかし、あつせん案を作成する前提として、一応法律上の問題点について検討を試みた。

いづれでもなく、現在の法制のもとでは、本件被害が会社の排水に原因しているといふことだけでは、会社側に法的責任を負わせることはなっていない。

四、会社の社会的責任と補償

まず、会社に民法上の過失があつたことが認められるから、かゝる何らかの意味で過失が認められるとしても、それは、いつの時点であるか。たとえば、昭和三十一年厚生省が最も第一に発生した最初の時点、当時すでに会社の排水によつてこのよふな被害が生ずることが、会社側に予見できたかどうか。また会社側にその他の法律上の責任があるといえるかどうか。これらの点についても一応の検討は試みたが、その判定は今後裁判上残されている問題であつて、当委員会としては、この件についての意見の決定は、これを避けることとした。

また、旧契約に定める金額は、当時としては相当の額と考えられたことは認められる。たとえば、旧契約に定める弔慰金の額三十万円も、当時の自動車損害賠償保障法に定められた死亡者に対する支給額の最高に相当する金額であつた。しかし、今日になつてみれば、本件補償を増額することが必要であると考えられる。すなわち、人間尊重の觀念が高められ、人身事故による損害賠償も増額され、立法もその趣にそつて改められる傾向にあることにかんがみ、本件補償の再検討に当たつても、これらの点を考慮しなければならぬ。しかし、これらの立法も過去に起こつた事故にさかのぼつて適用されるものではないから、現時の立法や将来または改正されるであろう法律をはるかに前に起つた事故で一応すてに解決するものにまでそのまゝあてはめることも適当でない。したがつて、補償額の増額について、おのずから限度のあることを考えなければならぬ。

五、当委員会の補償案作成の方針と要領

当委員会は以上会社の法律上の責任の有無及び、会社の社会的道義的責任をも考慮に入れて、次のよふな要領の補償案を作成した。

一、死者に対して支払われるべき弔慰金は、旧契約では、発病の時

に成年であつたかどうかにより差を設けていただけで、死者の得べき利益の喪失など考慮されなかつた形跡が認められる。しかし、本案は、年齢によつて、更に細分し、遺族の慰謝料のほかに、死者の得べき利益の喪失なども考慮に入れ、死亡一時金を設け、金額に差を設けてその公平性を保つたことにも、その金額も増額した。

二、旧契約と同様一生を通じて支払われる年齢制度を、年金制度を増額し、なお物価の暴落によるスライド制をも明瞭に、患者に一生多額の年金を支払ふことは、会社にとつて、非常に大きな負担となるが患者の今後の生活の保障のために、会社に大きな負担をさせることにした。

三、旧契約の年金は患者が発病の時

に成年に達した若未成年であつた者により別別しているだけであるが、本案は症状や年齢によつて別別した。当時症状が固定してゐたため、やむを得なかつたことと考へたが、その後の十数年を経て症状がほぼ固定した今日では、症状により被害の苦痛や療養力の喪失による損害などを考慮するべきで、症状の程度や年齢によつて差を設けるのが妥当であると考えたからである。しかし、症状の最も軽く、年齢の最も若い人に対しては、旧契約の最小限度は今後短い期間に死亡した者に対しては、死亡後にも一定期間、その患者が生きて居たかゝる年金を支払ふこととして、その期間をはかることとした。一時金と年金の支払いを併立しては、本案作成に当たり、最も苦心した点である。

四、物価の暴落によるスライド制を採用した。

五、本案は以上のよふな方針や事情によつて作られたものであるから、今後新たに水俣病患者が認定される者があつても、そのまゝあてはまるものでないものもある。必ずしも一般の公害患者に対する補償の先例となるべきものではないと考へる。

六、付録

当委員会としても、上記の補償によつて患者側の被つた精神上や財産上の損害が十分に償われるものとは考へていない。また、会社側にとつても、一時金の増額に加えては、年々増加する、多額の年金を支払ふことは、企業主として負担であると考え、しかし、当事者はこの間の事情を顧み、この案を承認し、田岡製鉄せられることを希望する。

なお、今後、地元の共同体や会社においても、重篤患者に対する適切な補償を設けることなどに協力し、これらの人々に対し、手助けのべられることを希望する。